

## 報告 1 別府市都市計画審議会条例の改正について

平成 23 年市議会  
議第 26 号

別府市都市計画審議会条例の一部改正について

別府市都市計画審議会条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 2 月 25 日提出

別府市長 浜 田 博

記

別府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

別府市都市計画審議会条例（平成 12 年別府市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「20 人」を「18 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「7 人以内」を削り、同項第 2 号中「6 人以内」を削り、同項第 3 号中「5 人以内」を削り、同項第 4 号中「2 人以内」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

（提案理由）

別府市都市計画審議会の委員の人数を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものである。

別府市都市計画審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>18人以内</u> で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 市議会の議員</p> <p>(3) 関係行政機関又は県の職員</p> <p>(4) 市の住民</p>	<p>(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>20人以内</u> で組織する。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。</p> <p>(1) 学識経験のある者 <u>7人以内</u></p> <p>(2) 市議会の議員 <u>6人以内</u></p> <p>(3) 関係行政機関又は県の職員 <u>5人以内</u></p> <p>(4) 市の住民 <u>2人以内</u></p>